

京都市告示第/78号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成17年4月8日

京都市長 榊本頼兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
梅屋広場公園	中京区梅屋町174-1	平成17年4月10日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)